

平成二十年一月二十八日提出
質問 第三二二号

外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における裏金組織についての質問に対する外務省の対応に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六八第三六五号)を踏まえ、以下質問する。

一 講談社発行の「現代」二〇〇六年七月号に掲載されている佐藤優起訴休職外務事務官が執筆した「官房長よ、私と対決しようじゃないか 外務省『犯罪白書』二 公金にタカる官僚たち」という見出しの論文(以下、「佐藤論文」という。)で触れている、またこれまでの答弁書で外務省が再三「その存在は確認されていない」旨答弁してきた、一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言われてきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をルールで売却し、外貨に換金する「ルール委員会」なる裏金組織について、外務省は「政府答弁書」で「先の答弁書(平成十八年二月十日内閣衆質一六四第三六号)の一について、四から六までについて及び七について述べたとおり、在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書(平成十七年十月十一日提出質問第一四号)が提出されて以降、外務省として関係者からの聞き取り等の調査を行った。」と答弁しているが、右答弁にある「関係者」とは誰か。「ルール委員会」の聞き取り等の調査(以下、「調査」という。)の対象となった「関係者」の官職氏名を全て挙げられたい。

二 「調査」とは、聞き取り以外にどのような方法で行われたのか、具体的に説明されたい。

三 「調査」を行った人物の官職氏名を明らかにされたい。

四 「調査」に対して一の「関係者」はどのような回答をしたか。それぞれの人物の具体的な回答内容を明らかにされたい。

五 一の「関係者」の中に、「佐藤論文」を執筆した佐藤優氏は含まれているか。

六 五で、佐藤氏が含まれていないのならば、その理由を説明されたい。佐藤氏は「佐藤論文」の様に、起訴休職中とは言え現職の外務省職員であることを顧みずに実名を挙げて「ルール委員会」の詳細について述べているにも関わらず、その佐藤氏が「調査」の対象になっていない理由を明らかにされたい。

七 五で、佐藤氏が含まれていないのならば、改めて佐藤氏に「ルール委員会」について外務省は聞き取りを行うべきであると考えるが、外務省は佐藤氏に「ルール委員会」について話を聞く考えはあるか。

八 「ルール委員会」についての真相が明らかになるまで、外務省として「調査」を続ける考えはあるか。それとも、「ルール委員会」の真相がうやむやなままで闇に葬る考えか。

右質問する。